

# 平成25年第3回上里町議会定例会会議録第4号

平成25年6月10日(月曜日)

本日の会議に付した事件

日程第16 上里町議会副議長辞職許可について

日程第17 (町長提出議案第57号)上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 (町長提出議案第58号)上里町職員の給与の臨時特例に関する条例について

日程第19 (町長提出諮問第1号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第14 議員の派遣について

日程第15 請願・陳情について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	木村隆之君
総合政策課長	石原秀一君	子育て共生課長	河野光彦君

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	係長	戸矢信男
------	------	----	------

開 議

午前9時03分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程追加について

議長（高橋正行君） ただいま、副議長、植井敏夫議員より上里町議会副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

日程第16 上里町議会副議長辞職許可について

議長（高橋正行君） 日程第16、上里町議会副議長辞職許可についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、植井敏夫議員の退席を求めます。

〔植井敏夫議員 退席〕

議長（高橋正行君） まず、事務局をして辞職願を朗読させます。  
事務局。

〔事務局長朗読〕

議長（高橋正行君） お諮りいたします。

植井敏夫議員の副議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立少数であります。

よって、植井敏夫議員の副議長の辞職は不許可とされました。

この際、植井敏夫議員の退席を解きます。議席へお戻りください。

〔植井敏夫議員 復席〕

議長（高橋正行君） 暫時休憩いたします。

午前9時08分休憩

午前9時56分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加について

議長（高橋正行君） お諮りいたします。

ただいま、町長から議案第57号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、議案第58号 上里町職員の給与の臨時特例に関する条例についての件、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、以上の3件が提出されました。

この際、これらを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、議案第58号 上里町職員の給与の臨時特例に関する条例についての件、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第17 議案第57号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第17、町長提出議案第57号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第57号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案を申しあげました議案第57号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、職員の不祥事に対し重く受け止め、給与の減額を行いたいので、本案を提出するものでございます。

それでは、概要と条例の一部改正の内容を御説明申し上げます。

提案説明で御説明させていただきましたとおり、職員の不祥事に対し、町民に行政への多大な不信感を与えたことを重く受け止めて、給与の減額を行うことといたしました。

それでは条文の御説明を申し上げます。

第1条ですが、現在、町長及び副町長の給与額につきましては、「100分の20に相当する額」を減じることになっておりますが、新たに町長においては「100分の10」を、副町長においては「100分の5」を減じて、合わせて町長は「100分の30」、そして副町長においては「100分の25」を減じる規定に改めさせていただきます。

続きまして、第2条関係ですが、こちらの条文は今回の減額措置を3カ月間のみ適用させるため、今回の改正前の「100分の20」に戻す規定になります。

附則についてですが、条例の施行期日を定めておりまして、第1条につきましては平成25年7月1日に施行し、第2条を平成25年10月1日から施行させることで、7月から9月の3カ月間の給与支給分につきましては、減額措置の適用とさせていただきます。

以上で、上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第57号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第58号 上里町職員の給与の臨時特例に関する条例について

議長（高橋正行君） 日程第18、町長提出議案第58号 上里町職員の給与の臨時特例に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第58号 上里町職員の給与の臨時特例に関する条例について。

御提案を申しあげました議案第58号 上里町職員の給与の臨時特例に関する条例について御説明を申しあげます。

提案理由でございますが、東日本大震災を契機として、防災・減災事業に取り組み、また景気低迷を受けて地域経済活性化を図ることを目的に、平成25年1月24日に「公務員の給与改定に関する取扱いについて」が閣議決定されたことに伴い、国に準じて給与減額措置の要請がありましたので、給与の特例措置を行いたく本案を提出するものでございます。

それでは、条例制定の概要を御説明申し上げます。

提案理由で御説明いたしましたように、国からの要請という形になりますが、国家公務員の給与につきましては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づいて給与の減額支給措置がなされております。地方公務員においても、速やかに国に準じて必要な措置をするよう「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」と題しまして総務大臣からの通知を受けまして、今回の給与減額措置のため給与の特例条例の制定を行うものになります。

続いて、条文の御説明を申し上げます。

第1条ですが、給与の額の特例を規定しておりまして、第1項では平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間を特例期間とし、上里町職員の給与に関する条例の第3条第2項に規定しております給料表から、今回の条例第1条中にあります表のとおり、職務の級に応じまして割合分を減額する内容となっております。

第2項は休職者の給与に関する規定になりまして、第1号は「公務上の傷病による休職者」に対する給与規定でございまして、第1項で定めます減額後の給与額の支給になります。

第2項第2号は「結核性疾患による休職者」と「公務上の傷病と結核性疾患による休職以外の心身の故障による休職者」に対する給与規定でございまして、第1項で定めました減額後の給与額に対しまして80%を乗じた金額が支給となります。

第2項第3号は「刑事事件に関し起訴された場合による休職者」に対する給与規定でございまして、上里町職員の給与に関する条例の第20条第4項の規定により、第1項で定めました減額後の給与額に60%以内の割合を乗じた金額が支給となります。

第3項では給与の減額、休日勤務手当、夜間勤務手当につきまして、町の給与条例において

1時間当たりの給与額を求めるに当たりまして、給与条例の第15条の規定で算出しました金額から支給減額率を掛けた金額を引いた数字となります。

第4項では特例期間中において期末手当と勤勉手当を計算するに当たり、第1項の規定を適用させずに、減額させない金額で計算することを規定しております。

続きまして、第2条になりますが、部分休業をしている職員の給与に関する規定でございます。こちらの勤務1時間当たりの給与額につきましては、減額が適用されます。

第3条につきましては、介護休暇をしている職員の給与に関する規定になりまして、先ほどの第2条と同様に、勤務1時間当たりの給与額で減額が適用となります。

第4条ですが、端数計算の規定になりまして、減額後の金額で計算した結果、1円未満の端数を切り捨てる内容でございます。

附則でございますが、第1項はこの条例の施行日を定めたものになりまして、平成25年7月1日より施行いたします。

第2項はこの条例の終期を定めたものになりまして、特例期間が終了する平成26年3月31日限りで本条例の効力がなくなることが規定をされております。

以上で、上里町職員の給与の臨時特例に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番、伊藤議員。

〔12番 伊藤 裕君発言〕

12番（伊藤 裕君） 先ほど全協でちょっと伺ったんですが、もうちょっと聞きたいので質問させていただきます。

国のほうの方針が7.8%で削減ということであります。それで上里が平均で2.28%、それで、これで国のほうの指示がこんなものでいいということならいいんですが、国に沿わないということは、国のもし方針に沿っていないということになると、また町のほうに対しての交付金だとか交付税だとか、いろいろな面で差し支えがあるのか。これで、この2.28%でよろしければそれでいいんですが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 木村隆之君発言〕

総務課長（木村隆之君） それでは交付税関係でございますけれども、地方交付税について

はもう削減という形で来ておりまして、額については変わりはありません。

ただ、特交についてはまだ情報を得ていませんけれども、何らかのあれがあるかということが想定されるということでございます。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

一律に標準市町村の人件費削減額ということで交付税が減額、その減額の額というのはいくらなのか、それが1点です。

それと、先ほどの説明でありますと、課長級では月額にして1万2,612円が削減されると。一番低い額として月2,465円ですか、という説明があったというふうに思いますけれども、賞与には関わらないということでありまして、国では4月からというところを7月からという実施ということでありまして、ぱっとまだ計算できないんですけれども、最高では年、いくらの減額になって、例えばそのことによって課長級だと月額の給与というのはどのぐらいになってしまうのか、そして、それぞれ課長補佐級、係長、この減額によってどれだけになるのか教えていただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、交付税の関係でございますので、私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

普通交付税の算定事務につきましてはこれからでございますので、7月に算定事務が行われますので、現時点で正確な数字は持ち合わせをしておりません。

ただし、試算という形で、こちらのほうで全国的なベースとしてどの程度の影響があるのかということで試算はさせていただいているところでございます。

まず、給与減額分を国のものをそのまま交付税が採用した場合の想定額といたしますと、5,385万8,000円を想定しているところでございます。

ただし、今回国のほうで、地方のほうで行政改革に取り組んでいるといった点をだいたい地方6団体が主張いたしまして、改めてこれについて地方の努力を認めましょうということで、新たに地域の元気づくり事業、推進事業というものが地方財政計画の中で新設をされております。これについて普通交付税の中で算定要素となっておりますので、これにつきましてはラスパイレス指数だとか定員管理計画、これの削減努力を数値化するというふうに聞いております。

こちらのほうの試算でいきますと、おおむね2,500万程度上里では算定上出てくるのではないかというふうに捉えておまして、全体の基準財政需要額への影響については、現時点で把握しております試算額については、おおむね2,700万円程度かなというふうに考えているところでございます。

議長（高橋正行君） 総務課長。

〔総務課長 木村隆之君発言〕

総務課長（木村隆之君） それでは、課長級でございますけれども、課長級で年額、7月から来年の3月までの分でございますけれども、合計しますと11万3,508円の減額ということでございます。課長級の平均の給料月額ですけれども、42万110円が減額後は40万7,798円という形になります。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の日本共産党の沓澤幸子です。

議案第58号 上里町職員の給与の臨時特例に関する条例について、反対でありますので、討論をしたいというふうに思います。

今回の職員の給与の引き下げは、自治体が独自に自主的に条例を作って決定している地方公務員法で定めている原則を、国が地方交付税を減額するというやり方で地方に押しつけたことによるものであり、賛成できません。

今回の給与削減でありますけれども、既に国民の中では1人当たりの現金給与総額がピークの1997年の平均月額37万1,000円から2012年は31万4,000円へと、年にすると約7万円、2カ月分ほどの給与が減ってきているわけです。

こういう中において今回また賃金の削減が行われるということは、この提案理由の中にあります景気低迷を受けて地域経済の活性化を図ることを目的にという目的にも反しているというふうに思います。賃金の低下と労働条件の悪化に歯止めがかからないからこそ、国内消費が落ち込み、デフレ不況の悪循環に陥っています。

こうした中で、政府も重い腰を上げて、デフレから脱却するために財界に対し、労働者の報酬を引き上げるよう要請したわけであります。その一方で、地方公務員の給与の削減を強要す



るのは大変な矛盾であります。

今回の削減でありますけれども、町は国の方針である7.8%に対して2.28%で対応していくという、その内容とすれば地方交付税の削減分だけを減額の対象にしていこうということでもありますけれども、課長の説明でありますと、今回の減額は試算によると約270万円程度かなということでありましたが、全員協議会での説明でありますと、今回のこの2.28%の削減による全職員の総額は385万2,000円という、そういう報告でありました。そうしますと、ここでかなりの額の差があるんじゃないかなというふうに思われます。

公務員の給与を削減するということは、民間企業のほうにも、民間労働者の賃金引き下げにも連動することでありまして、悪循環をさらに拡大していくという、そういうことになるのではないかなというふうに懸念いたします。

そうしたことから、今回のこの提案には反対であります。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第58号 上里町職員の給与の臨時特例に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（高橋正行君） 日程第19、町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。左記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものでございます。

記。住所、上里町大字神保原町98番地43。氏名、谷ヶ崎正子。昭和27年7月23日生まれ。

平成25年6月10日提出、上里町長、関根孝道。

提案理由につきましては、委員、萩原潤氏が平成25年9月30日をもって任期満了となるため、本案を提出するものでございます。

御提案申し上げました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として御苦労いただいております、萩原潤氏が本年9月30日をもって任期満了となります。

つきましては、萩原氏の後任者として谷ヶ崎正子氏をこのたび人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する谷ヶ崎正子氏について御紹介を申し上げます。

谷ヶ崎正子氏は、大字神保原町98番地43に在住で、昭和27年7月23日生まれの現在60歳でございます。

谷ヶ崎氏は、上里東小学校、七本木小学校において、長い間ボランティア相談員として小学校での教育相談・学習支援に取り組み、誠実に務めていただいた経歴を持ち、温厚で人権擁護にも理解があり、人格、識見ともに申し分なく、人権擁護委員として適任でございます。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

慎重に御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

#### 日程第14 議員の派遣の件について

議長（高橋正行君） 日程第14、議員の派遣についての件を議題とします。

お諮りいたします。

来る6月27日の児玉郡町議会議長会主催の児玉郡町議会議員前期研修会に上里町議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めます。

本件は、別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### 日程第15 請願・陳情について

議長（高橋正行君） 日程第15 請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託いたしました、請願第7号 町道7101号線関越高速道西側の排水路蓋の布設を求める請願書についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より報告を求めます。

総務経済常任委員長、山下議員。

〔総務経済常任委員長 山下博一君発言〕

総務経済常任委員長（山下博一君） ただいま議長から許可をいただきましたので、総務経済常任委員長の山下博一でございますが、報告させていただきます。

今期定例会に付託されました、請願第7号、件名、町道7101号線（関越高速道西側）の排水路蓋の布設を求める請願の審査経過及び結果を報告いたします。

審査は、6月6日木曜日、午前10時50分から常任委員会を開催し、委員全員と議長、まち整備環境課長及びまち整備環境課長補佐に出席いただき、審査をいたしました。

審査経過ですが、初めに、審査に当たりまち整備環境課長、まち整備環境課長補佐に説明を求めるところでありましたが、現地に赴き、現状を視察しながら説明をいただくことになりました。

説明によりますと、請願書にも記載されておりますが、町道7101号線は、関越高速道が昭和49年に建設されて、側道と排水路が当時の建設省、現在の国道交通省から上里町に払い下げとなりました。

また、本請願の区間ですが、現地の排水路は200メートルにわたり設置されていましたが、

約150メートルの区間で側溝蓋が敷設されておられない状況でした。

また、残り区間50メートルのうち24.6メートルについては、請願者のうち1名が平成21年9月29日付で自費で全て工事承認申請をし、工事施工承認通知後、平成21年10月13日、道路工事完成届を提出している状況でありました。

現地の排水路は、落ち葉や泥で埋まっている区間がありました。また、車の交通量は、関越道の側道とはいえ、頻繁に通過する状況が確認できました。まち整備環境課から提出された請願場所の写真をもとに、現地における道路面と側溝面の段差の勾配がきついことも確認いたしました。

まち整備環境課長及びまち整備環境課長補佐からは、同一人からは過去に要望書は提出されていないとのことでありました。

また、実際側溝蓋を敷設した場合、工事費の質問について、委員からの質問について、概算で400万から500万、そのうち材料費はおおよそ300万円ぐらいになるとのことでした。

審査では、委員から道路通行の安全性の面から側溝蓋の必要性があるとの意見が出されました。

したがいまして、採決の結果、全員一致で採択すべきと決定したところであります。

以上で、当委員会に付託となりました請願の審査経過及び結果報告を終わります。

議長（高橋正行君） 以上で総務経済常任委員長による審査結果並びに経過報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第7号 町道7101号線関越高速道西側の排水路蓋の布設を求める請願書についての件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本請願は採択することに決定いたしました。

総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（高橋正行君） 総務経済常任委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（高橋正行君） 次に、文教厚生常任委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の文教厚生常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（高橋正行君） 次に、議会運営委員会委員長より次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会

議長（高橋正行君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成25年第3回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時34分閉会